

アグリ高島

水稲有機栽培の相談に乗ります



有機水稲栽培の大敵
水田雑草(コナギ)

複数回代かきと乗用型除草機
の活用で雑草対策！！

目次

P2:有機農業始めてみませんか

P3:皆で伸ばそう！「高島いちじく」栽培希望者相談会のご案内

P4:種苗法が改正されました！

:熱中症注意

:農業大学校生徒募集

発行 滋賀県高島農業農村振興事務所農産普及課 (〒520-1621 高島市今津町今津 1758)

TEL : 0740-22-6025~6028 FAX : 0740-22-3099 E-mail : ga34@pref.shiga.lg.jp

発行責任者: 森 真里

この印刷物は、グリーン購入法適合紙を使用しています。



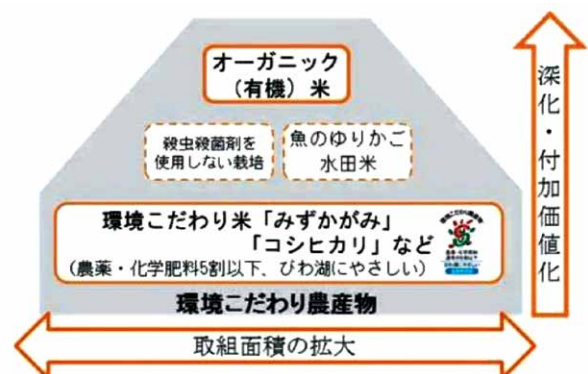
有機農業を始めてみませんか？

国の取り組み

昨年5月、農林水産省は30年先の2050年を目標として「みどりの食料システム戦略」を策定しました。本戦略では農林水産業や地域の将来を見据えた持続可能な食料システムの構築を目指しています。その一つに、2050年までに有機農業の取り組みを耕地面積の25%、100万haに拡大する目標が掲げられています。

滋賀県の取り組み

県では、化学肥料と化学合成農薬の使用量を慣行の半量以下で栽培する「環境こだわり農業」を推進してきましたが、2019年からその取組を深化させ、「有機農業」を「環境こだわり農業」の象徴的な取組に位置づけて推進しています。2021年には「オーガニック近江米の手引き」を改訂しました。また、採択に条件はありますが、水田除草機の購入や有機JAS認証取得に対する支援も行っています。



マニュアルの詳細はこちら



高島市内での取り組み

高島市では、県内でも早くから有機農業が取り組まれてきました。現在、水稻栽培では23経営体が約60haで実践されており、内30haでは有機JASの認証を取得されています。生産者が取り組んだきっかけは、①農薬散布で体調を崩した、②アレルギーで苦しんでいる消費者の力になりたい、③田んぼの生き物を保全したい等様々です。水稻有機栽培の課題は、雑草害による低収量で、慣行栽培の30%程度しか穫れないこともあります。生産者の方々は単収420kg/10aを目標に技術を駆使されています。

水稻の有機栽培に興味がある方や、悩んでおられる方は、当課担当までご相談ください。(担当：小嶋 0740-22-6028)



水稻有機栽培者座談会 (R4.5)

皆で伸ばそう！「高島いちじく」栽培希望者相談会のご案内

高島いちじくは平成 21 年から推進され、市場や生協、直売所からも出荷量の拡大が期待されています。収益が確保できる品目としておすすめです。

収穫作業に時間がかかりますが、少ない経費で儲けることが可能です。



～ 高島いちじくの現状 ～

- 生産者は約 14 戸で、収穫時期は露地作で8月中旬～11月上旬です。一定の規格を満たしたものは 11 時までに JA の安曇川営農経済センター集荷場に集荷され、共同出荷されています。
- 県内の栽培は右下写真のように一文字整枝栽培が主体で、1 樹あたり 4～6m×2.5 m 前後の農地が必要です。ハウス栽培ではより長期間の出荷が可能です。

～ 高島いちじくの利点 ～

- 共販体制が確立されており、仲間と長く取り組みます。
- これまでの生産者および関係機関の努力により高い信用があり、販売単価は 950 円/kg（直売除く）と、3 年間で 20% アップしています。露地作 10a 当たりの目標収量 1.5t を確保すると売上 140 万円が見込まれます（県目標収量 2.0t）。
- 高島産は着色がよく、高品質なものが生産されています。



～ イチジク栽培の重点対策 ～

- 水田でも栽培できます。土壌が過湿にならず、かん水もでき、日当たりのよい場所が適します。
- 春先の凍害に弱いので、主枝には稲わらや被覆資材による防寒対策が必要です。
- 薬剤防除や樹勢の強化でカミキリムシの被害を軽減し、収量を確保します。

～ おすすめしたい方 ～

開園経費が比較的少なく、定植 3 年目に成園化

- ① 定年前後の方 ②新規就農者 ③経営の補完品目を検討の方（稲作大規模、野菜）におすすめ。

～ 植栽までのスケジュールのご案内 ～

- 1 8～9月 イチジク栽培希望者相談会および現地見学会
(栽培を検討される方に改めて相談会の日程のご案内させていただきます)
- 2 10～12月 栽培予定地確認、苗の確保、ほ場準備
- 3 3～4月 苗定植または挿し木開始

栽培を検討されている方は、以下の内容をご記入いただき、高島農業農村振興事務所農産普及課 FAX (0740-22-3099)、E-mail (表紙下部記載) または直接お届けください。

電話 (担当: 今村 0740-22-6028) による申し込みも可能です。【 7月30日まで 】

お名前	郵便番号	住所	電話番号	予定面積

種苗法が改正されました！

種苗法では『品種登録』された品種の無断での栽培や販売を規制しています。令和4年4月に改正種苗法が施行され、さらに品種の保護が強化されました。

その1つが『自家増殖』の許諾の義務化です。従来法でも登録品種の『増殖』には許諾が必要でしたが、この『増殖』とは、農業者や種苗業者等が、「種苗」を生産する目的で入手した種苗から、新たな種子や苗を生産することを指しています。

一方、『自家増殖』とは、果樹や芋など、収穫物を得る目的で入手した種苗から、種子や苗を生産すること（自家用も含む）を指しています。

『自家増殖』では法律上、これまでは許諾は必要ありませんでしたが、改正に伴い許諾が必要となりました。



★許諾が必要な場合は？

登録品種であり、育成者権の存続期間内である場合（育成者権者のHPなどで許諾手続きが不要となる条件に合致した場合を除く）

★登録品種であるか、育成者権が存続しているかはどのように確認するのか？

一般的に種苗のパッケージや売場に表示されています。

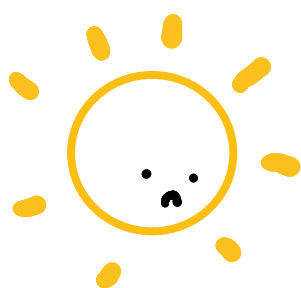
詳細は農林水産省の「品種登録ホームページ」で確認できます。



★違反した場合は？

栽培の差し止めや損害賠償請求などの措置、刑事罰の対象となります。

熱中症注意



農作業中の熱中症に注意してください！

熱中症は、最悪の場合死に至ります。農林水産省によると10年間で251人の方が、農作業中に熱中症により亡くなっています。

- 1) 高温時の農作業を避ける
- 2) こまめな水分補給、休憩を心掛ける
- 3) 人と距離が保てる時はマスクを外す
- 4) 作業は複数で行う

などの対策を行い、熱中症による事故を防ぎましょう！

農業大学校 生徒募集

滋賀県立農業大学校では、2年課程の「養成科」と、就農を目指して1年間学ぶ「就農科」の令和5年度入学・入校生を募集しています。詳細は滋賀県立農業大学校（0748-46-2551）もしくは当課にお問い合わせください。